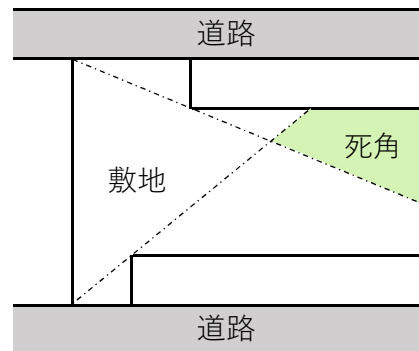


原則として、前面の道路^{※1}から見て、見えなくなる部分（死角）がある敷地をいう。
 敷地が2以上の道路に接する場合は、そのいずれの道路から見ても死角となる部分がある敷地をいう。 （※1 建築基準法に規定された道路とする。）



例1



例2

ただし、路地状部分の幅員が10メートル以上で、かつ敷地面積が1,000㎡未満である敷地は、（死角があっても）路地状敷地とはみなさない。

